

5 避難所運営の留意事項

(1) トイレの清潔保持

避難者が、不自由な避難所生活において、水分や食事を十分に摂り、健康を維持するためには、避難所のトイレを清潔に保持しておくことが極めて重要であることから、運営役員はトイレ清掃が円滑に行われるように清掃当番を編成する。また、当番の編成にあたっては避難者間に不公平が生じないように留意する。

避難所施設のトイレを使用する場合は、男性用トイレの一部を女性用に変更するほか、高齢者・障がい者等の要援護者が落ち着いて使用できるよう配慮する。

仮設トイレを設置する場合には、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。

(2) ライフラインの確保

電源

ア 避難所が停電している場合、区が備蓄している自家発電機（発動式、ガスボンベ式）により、電源を確保する。

イ 自家発電機については、燃料や電力容量に限りがあることから、用途については、主として、夜間の照明（バルーン投光機の電源等）とする。

飲料水・生活用水

ア 断水時、区は、各避難所を断水時の応急給水拠点に指定している。飲料水については、給水車及び車載型水槽（平ボディ車等に積載）により給水を行う。

イ 道路が閉塞し、避難所まで車両が進入できない場合は、避難者は協力して、避難所に備蓄してあるリヤカー等を用い、車両が接近できる最寄の地点まで飲料水を受け取りに行く。

ウ 学校に開設した避難所における生活用水については、プールや井戸のほか、周辺の防災広場に設置されている防災井戸を活用する。

エ 洗濯を行う場所（洗濯機）については、校庭の水飲み場やプール等の排水が可能な場所に設置する。

通信

ア 各避難所には、N T T東日本 - 東京の特設公衆電話（無料）を設置している。

イ 区民は、指定されている避難所における電話器の保管場所やモジュラージャックの設置場所について、平時から防災訓練等を通じて確認しておく。

ウ 各町会・自治会に配備した区のM C A無線機は、町会・自治会役員等が避難時に避難所まで携行し、避難所と区との通信を確保する。

(3) プライバシーの確保

発災直後は、原則として、避難者の全員収容を優先させるものとする。ただし、

発災直後においても、女性用の更衣室や授乳室、おむつ交換室等については、テント等を設置して確保する。

発災後、一定の期間が経過した段階において、区は、段ボールやカーテン等による間仕切りを行い、避難者のプライバシーを可能な限り確保する。さらに、避難者の減少等により施設に余裕が生じた場合は、一定の時間、家族等が他の避難者とは別に過ごせるような個室を確保する。

(4) 物資の適正管理

配給物資の管理は、区職員が行い、避難者に対し公平に配給するとともに在庫の管理を行う。特に、配給された弁当や生ものの食材等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な保管等、管理を徹底する。

避難者全員分を確保できない物資については、避難者から配給希望者を募るほか、代替品を用意するなど、可能な限り公平かつ適切な配給に努める。

物資の受入や在庫管理にあたっては、アレルギー疾病患者に対応した食料や、乳幼児や高齢者・障がい者・慢性疾患患者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）が特に必要とする物資が、他の配給物資に紛れ込まないように留意する。また、女性用品については、女性職員が取り扱うこととし、配布する際、中身がわからないよう工夫する。

各避難所で配給物資に過不足が生じた場合は、必要に応じて、災害対策本部で調整の上、各避難所相互で配給物資を融通する。

(5) 避難者の健康管理

区職員は、インフルエンザ等の感染症に罹患している避難者や、体調を崩している避難者を把握し、他の避難者に影響を及ぼさないよう居住スペースを割り振るとともに、災害対策本部に報告する。また、急患発生時の対応（連絡先等）については、災害対策本部へ確認の上、避難所内への掲示により避難者に周知する。

避難者（特に高齢者）は、健康を維持するため、避難所運営への積極的な参加等を通じて、可能な限り身体を動かすことを心掛けるとともに、食事やトイレを制限することのないよう留意する。

炊き出しによって食事を用意する場合は、炭水化物に偏ることなく、ビタミンや鉄分等の栄養バランスを考慮するとともに、区が栄養士や調理師等を巡回派遣するほか、ボランティアの支援を受けるなどして、避難者が「食べる楽しみ」を持てるよう、可能な限り多様なメニューを提供する。

避難所内で行う調理については、衛生上問題がない場所で行い、学校に開設した避難所においては、調理実習室を使用できるよう施設管理者と調整する。

区は必要に応じて、災害時における給食業務の協力に関する協定書に基づき、

学校給食調理業務受託業者に対して、給食室を活用した給食業務の提供を要請する。

入浴について、区は、自衛隊災害派遣部隊による支援を受けるほか、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行う。

健康（精神面を含む）に不安を感じる避難者は、区が派遣した保健活動班の保健師や栄養士等の専門職員に相談する。

(6) 避難者への情報提供

テレビ・ラジオの設置

ア 電源が確保できた場合、避難者へ情報提供を行うため、各避難所で視聴のルールを定めた上で、テレビ・ラジオを設置する。

イ 設置するテレビ・ラジオは、原則として、施設管理者と調整の上、当該施設の備品を使用する。

臨時区報の配布

区から避難者に対する情報の提供方法については、避難者の誰もが情報を入手しやすいよう、紙媒体による臨時区報を基本とする。

情報掲示板（インフォメーション・ボード）の設置

ア 避難所における情報共有手段として、文書等を貼付できる情報掲示板（インフォメーション・ボード）を設置する。

イ 掲示できる情報内容等の掲示ルールについては、各避難所で定めることとし、被災者の安否情報を掲示する場合は、個人情報の保護に留意する。

インターネット環境の整備

ア 避難者が避難所生活に慣れるとともに、電力・通信が復旧等により、避難所の運営が安定した場合、区は、避難者がインターネットを使用できるよう環境を整備する。

イ インターネット環境の整備にあたっては、避難者間で不公平が生じないように、各避難所でパソコン等の機器の使用方法についてのルールを定める。

(7) ペットの同行避難

基本方針

飼い主にとってはペットは家族であり、被災した飼い主の精神的な不安を取り除く効果も大きいことから、飼い主は、ペットを避難所へ同行避難をさせることができるものとするにより、飼い主の逃げ遅れや、避難に対するためらいを未然に防ぐ。なお、猛獣や爬虫類、昆虫等は同行避難の対象外とする。また、避難所における動物飼育場所は、校庭等、他の避難者の生活空間と分離された場所を指定する。

動物管理部会の設置

- ア 避難所運営委員会内に、動物の飼い主を中心とした動物管理部会を設置し、動物の適正な飼育等について検討する。
- イ 避難所運営委員会は、地域の状況や避難所の構造等に合わせた同行避難の実施方法や具体的な飼育場所等、飼育ルールをあらかじめ定め、地域住民に周知するとともに、協力と理解を求める。
- ウ 動物管理部会は、獣医師会及び動物愛護団体等の協力を得て、被災動物の治療及び健康管理に努める。

区の役割

- ア 区は、ペットを同行避難させることができない飼い主のために、動物救護センターを荒川自然公園内に設置する。
- イ 区は、同行避難させた動物が鳴き声等により避難所生活に影響を及ぼす場合には、飼い主に説明した上で、避難所から当該動物を動物救護センターに移送する。

飼い主の役割

- ア 動物を収容するケージや3日分の水及び餌を自ら備蓄し、同行避難の際にはこれを持参する。
- イ 避難所において、同行避難させた動物の種類等を区職員に報告するものとし、給餌や排泄物処理等の世話は自己の責任で行う。
- ウ 動物が苦手な避難者がいることに留意し、不安感・不信感を与えないよう配慮する。
- エ 無駄吠え等、他の避難者の迷惑にならないよう、日頃から正しい躰に心がける。

(8) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者等のための一時受入施設については、荒川区内で被災した帰宅困難者等だけでなく、他の地域で被災した帰宅困難者等に対しても、区内を徒歩通過する際に提供する可能性があることから、発災してから数日の間、設置する。

区は、帰宅困難者等について、鉄道駅付近に所在し地域住民が使用する避難所に指定されていない区施設（町屋文化センター、日暮里サニーホール、ムーブ町屋等）への受け入れを基本とする。

小中学校等の地域の避難者が使用する避難所に帰宅困難者等を受け入れる場合は、混乱を防止するため、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を定めておく。